

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【公表番号】特表2018-536897(P2018-536897A)

【公表日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-048

【出願番号】特願2018-525390(P2018-525390)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

B 32 B 7/023 (2019.01)

【F I】

G 02 B	5/30	
G 02 F	1/1335	5 1 0
B 32 B	7/02	1 0 3

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光学干渉によって光を反射及び透過するミクロ層のただ1つのパケットを有する反射型偏光子であって、前記ミクロ層は、第1の通過軸、第1のブロック軸、並びに前記第1の通過軸及び前記第1のブロック軸と垂直な第1の厚さ軸を規定するように構成されている、反射型偏光子と、

第2の通過軸及び第2のブロック軸を有する吸収型偏光子であって、前記吸収型偏光子は前記反射型偏光子に、それらの間に空気間隙を有することなく、前記第1の通過軸及び前記第2の通過軸が実質的に整列するように取り付けられている、吸収型偏光子と、

を含む積層体であって、

ミクロ層の前記パケットが、交互になった第1のミクロ層及び第2のミクロ層を含み、前記第1のミクロ層は2軸複屈折性であり、

前記反射型偏光子が、単独で、前記第1の通過軸及び前記第1の厚さ軸を含む基準面内で60度の極角で入射するp偏光に対する分光透過率によって特徴付けられ、

(a) 前記分光透過率は、450~700nmの少なくとも一部の波長に対して70%~90%の範囲内の値を有し、

(b) 400~700nmの波長範囲にわたる高周波スペクトル変動性が0.08未満であり、高周波スペクトル変動性が $a_0 + a_1 + a_2^2 + a_3^3$ の形のベストフィット曲線に対する前記分光透過率の標準偏差である、

積層体。

【請求項2】

光拡散層又は光拡散構造体が、前記反射型偏光子と前記吸収型偏光子との間に配置されていない、請求項1に記載の積層体。

【請求項3】

前記積層体が、光拡散層又は光拡散構造体を全く有しない、請求項1に記載の積層体。

【請求項4】

前記反射型偏光子と前記吸収型偏光子との間に配置された光拡散層又は光拡散構造体を更に含み、前記光拡散層又は光拡散構造体は30%未満のヘイズを有する、請求項1に記載の積層体。

【請求項5】

前記積層体が、ガラス層を更に含み、前記吸収型偏光子が、前記積層体内において前記反射型偏光子と前記ガラス層との間に配置されている、請求項1に記載の積層体。

【請求項6】

前記ガラス層が、液晶ディスプレイ(LCD)パネルの一部である、請求項5に記載の積層体。

【請求項7】

400~700nmの前記波長範囲にわたるが、0.05未満である、請求項1に記載の積層体。

【請求項8】

400~700nmの前記波長範囲にわたるが、少なくとも0.01である、請求項7に記載の積層体。

【請求項9】

前記基準面内で60度の極角で入射するp偏光に対する前記分光透過率が、400~500nmの波長範囲全体にわたって90%未満である、請求項1に記載の積層体。

【請求項10】

前記反射型偏光子が、50ミクロン未満の物理的厚さを有する、請求項1に記載の積層体。